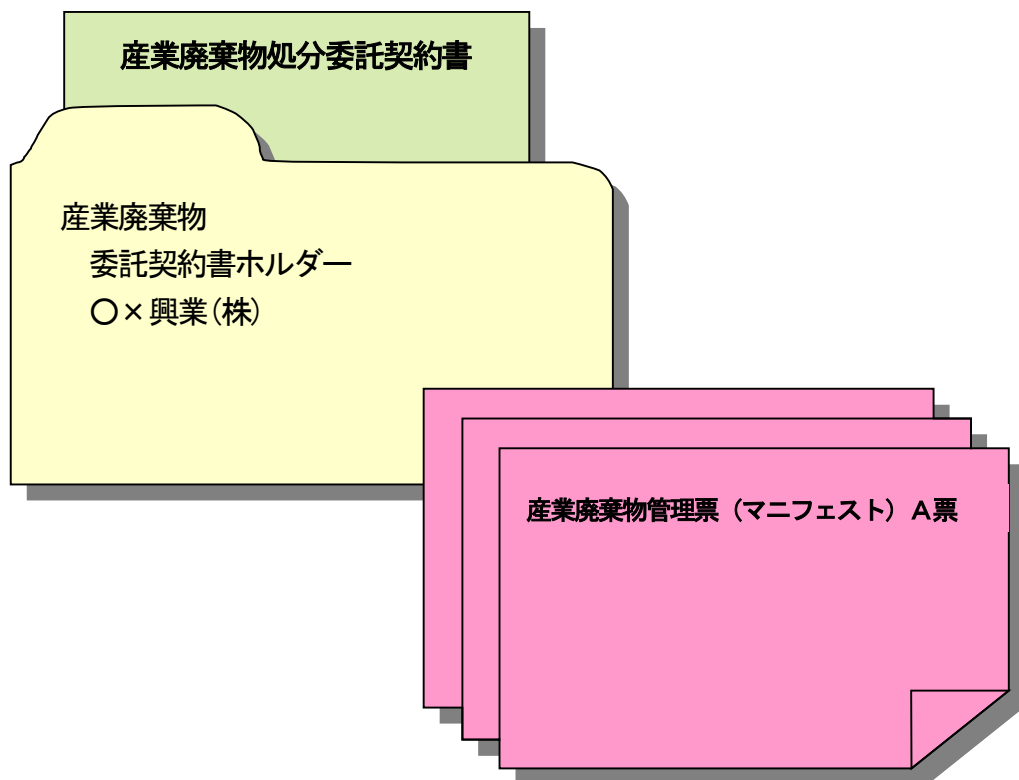


産業廃棄物委託処理チェックシート

◇◇ 産業廃棄物を正しく委託処理するために ◇◇



令和3年3月

柏市 環境部 産業廃棄物対策課

はじめに

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）を収集・運搬、処分を他人に委託する場合は、委託契約を締結するなど産業廃棄物処理法施行令第6条の2又は同令第6条の6に定められた委託基準に従わなければなりません。

また、産業廃棄物処理法第12条の3の規定により、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、終了確認の照合、保管等の管理も必要です。

産業廃棄物等の処理責任は、当該産業廃棄物等の最終処分や再生が完了されるまでなくなりませんので、次のチェックリストに留意して委託してください。

* 「産業廃棄物処理法」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称です。

1. 委託先をさがす

- ① 収集・運搬は、収集運搬業者に、中間処理又は最終処分（再生を含む。以下同じ。）は処分業者に、それぞれ委託する予定ですか？

【ポイント】

* 1 排出する産業廃棄物に対して、適正な処理方法（再生・破碎・焼却・埋立等）を行える委託先を選定する。

例：廃油、廃酸、廃アルカリは、埋め立てることはできません。

* 2 収集運搬業者と処分業者に、それぞれ委託しなければなりません。これを二者契約といいます。ただし、委託業者が、収集運搬と処分の両方の許可を有している場合は、同一の委託契約書で契約を結ぶことが可能です。

回答欄

はい・いいえ

2. 許可証の確認

- ① 収集運搬業者及び処分業者それぞれから許可証等の写しを受け取りましたか？

【ポイント】

* 1 処理業の区分は、収集運搬か処分かを確認する。

* 2 収集運搬業許可証及び処分業許可証のほか、広域処理や再生処理の認定証等がある。

はい・いいえ

- ② 収集運搬業者及び処分業者の許可証に記載された、許可の有効期間は期限内ですか？

【ポイント】

- * 許可証には、「許可の有効年月日」、「許可の有効期限」などの表記で、当該許可証の有効期限が記載されています。

はい ・ いいえ

- ③ 収集運搬業者は、千葉県又は柏市と運搬先（積替え保管施設又は処理施設）の都道府県又は政令市の許可を受けていますか？

【ポイント】

- * 1 柏市からA県・B県を通過して、C県の保管・処理施設に運搬する場合は、千葉県又は柏市と産業廃棄物等を降ろすC県の許可が必要です。（C県内の政令市であるD市の施設に運搬する場合は、C県又はD市の許可が必要となります。）
- * 2 収集運搬業の許可は、都道府県知事のほか、地方自治法で定める指定都市の長及び中核市の長が行っています。

はい ・ いいえ

- ④ 処分業者は、中間処理施設又は最終処分場がある所在地の都道府県又は政令市の許可を受けていますか？

【ポイント】

- * 処分業の許可は、都道府県知事のほか、地方自治法で定める指定都市の長及び中核市の長が行っています。

はい ・ いいえ

- ⑤ 収集運搬業者及び処分業者の許可証等には、委託しようとする産業廃棄物の種類が記載されていますか？

はい ・ いいえ

3. 現地の確認

- ① 処分業者の処理施設を見学等して、処理状況等を確認しましたか？

【ポイント】

- * 1 現地確認は、処理の工程が適正に行われるために事業者が講ずるべき必要な措置（法第12条7項で規定）の一つとして例示したものです。
- * 2 処理施設の能力等が許可証のとおりであるか、維持管理記録はあるか、飛散・流出や過剰保管等はないか。

➡次項に続く

はい ・ いいえ

➡前項から続く

【ポイント】

- * 3 中間処理後の残さ物の最終処分について、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設能力について確認する。(委託契約書の記載事項になる。)
- * 4 委託後であっても、定期的に現地で上記内容を確認する。

4. 委託契約

- ① 委託契約は、書面により収集運搬業者及び処分業者それぞれと締結していますか？

【ポイント】

- * 運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と書面により、それぞれ契約(二者契約)を結ぶ必要があります。
例1: 知り合いの収集運搬業者に、口頭で運搬を依頼→×
例2: 収集運搬業者との契約に、処分依頼も含め契約→×

- ② 委託契約書には、契約した業者の許可証等が添付されていますか？

【ポイント】

- * 1 委託契約日の直近の許可証等の添付が必要です。
- * 2 契約が自動更新の場合は最新の許可証等への差し替えが必要です。

- ③ 収集運搬業者との委託契約書には、必要事項が全て記載されていますか？

【ポイント】↓項目を○で囲んでチェックしてください。

* 1 共通必要事項

- ①委託する産業廃棄物等の種類、②委託する産業廃棄物等の数量、③運搬の最終目的地、④委託契約の有効期間、⑤委託者が受託者に支払う料金、⑥許可業者の事業の範囲、⑦産業廃棄物等の性状及び荷姿の情報、⑧通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化の情報、⑨他の廃棄物と混合等により生ずる支障の情報、⑩日本産業規格(JISC0950)に規定する有害物質の含有マークの表示の情報、⑪石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合についての情報、⑫その他取り扱う際に注意すべき情報(廃棄物データシート(WDS)の利用)、⑬特別管理産業廃棄物として規制されている有害物質の含有についての情報、⑭委託期間中に前記⑦から⑬の情報に変更があった場合の情報の伝達方法、⑮受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項、⑯委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物等の取扱い ➡次項に続く

はい ・ いいえ

はい ・ いいえ

はい ・ いいえ

■前項から続く

【ポイント】↓項目を○で囲んでチェックしてください。

* 2 積換え又は保管を行う場合の必要事項

①積換え保管場所の所在地, ②積換え保管場所で保管できる産業廃棄物等の種類, ③積換え保管場所における積換えのための保管上限, ④安定型産業廃棄物の場合, 他の廃棄物と混合することの可否等

- ④ 処分業者との委託契約書には, 必要事項が全て記載されていますか?

【ポイント】↓項目を○で囲んでチェックして確認してください。

* 上記「共通必要事項」の①, ②及び④から⑯までの必要事項のほか, ⑰処分又は再生の場所の所在地, ⑱処分又は再生の方法, ⑲処分又は再生の施設の処理能力, ⑳最終処分の場所の所在地, ㉑最終処分の方法, ㉒最終処分施設の処理能力

- ⑤ 委託契約書及び添付書類は, 委託契約を終了した日から5年間保管していますか?

【ポイント】

* 契約が自動更新の場合は, 契約を解除した日から5年間保存することが必要です。

5. 文書通知（特別管理産業廃棄物に限る。）

- ① 特別管理産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者に対し, 委託する前に必要事項について, 文書で通知しましたか?

【ポイント】

* 1 文書通知が必要な必要事項は, 次のとおりです。

- ① 特別管理産業廃棄物の種類, 数量, 性状及び荷姿
② 特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

* 2 「文書通知」は, 廃棄物データシート(WDS)等を使用し, 委託契約書とは別に行うことが必要です。

6. 運搬車両の確認

- ① 委託した収集運搬業者等が取りに来ているかどうか車両側面の氏名又は名称及び許可番号で確認していますか?

【ポイント】↓項目を○で囲んでチェックして確認してください。

* 1 収集運搬業者: ①産業廃棄物等の運搬車である旨, ②氏名又は名称, ③許可番号(下6ケタ以上)の表示 **次項へ続く➡**

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

➡前項から続く

【ポイント】↓項目を○で囲んでチェックして確認してください。

- * 2 再生処理認定業者:①産業廃棄物等の運搬車である旨, ②氏名又は名称, ③認定番号の表示
- * 3 無害化处理認定業者:①産業廃棄物等の運搬車である旨, ②氏名又は名称, ③認定番号の表示
- * 4 広域処理認定業者(委託を受けて収集運搬を行う者を含む):
①当該認定に係る産業廃棄物等の運搬車である旨, ②当該認定に係る収集運搬を行う者の氏名又は名称, ③認定番号

- ② 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例に基づく「産業廃棄物収集運搬業許可車両標章」(ステッカー)の貼付義務は, 同条例の改正により, 現在は廃止されています。

【解説】

- * 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例に基づき, 千葉県知事の許可を有する産業廃棄物収集運搬業者の運搬車両への標章(ステッカー)の貼付が義務付けられていましたが, 平成29年3月7日に同制度は廃止されました。

7. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

- ① 廃棄物の種類, 運搬先及び運搬車両ごとに産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付するか, 又は電子マニフェストを使用する事業者は, 情報処理センターに登録しましたか?

【ポイント】

- * 1 マニフェストの様式は, 廃棄物処理法施行規則第8条の21の規定により, 様式第2号の15が定められています。
- * 2 様式第2号の15に準じて作成されたマニフェスト用紙が, (公社)全国産業廃棄物連合会, 建設六団体副産物対策協議会, 全国オイルリサイクル協同組合等により市販されています。
- * 3 電子マニフェストを使用するには, 環境大臣により情報処理センターとして指定された, 「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター」に加入手続きをすることが必要です。

次項へ続く➡

はい・いいえ

➡前項から続く

【ポイント】

- * 4 広域的処理指定業者(廃棄物処理法施行規則第9条第4号)への委託は、マニフェストの交付を要しない場合(同規則第8条の19)に該当しないので注意してください。

(参考)

1 指定業者

- ①広域的処理指定業者(規則第9条第4号)→必要
- ②個別指定再生業者(規則第9条第2号)→不要

2 認定業者

- ①再生利用認定制度(法第9条の8及び第15条の4の2)→不要
(資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けたものを除く。)
- ②広域認定制度(法第9条の9及び第15条の4の3)→不要
- ③無害化処理認定制度(法第9条の10及び第15条の4の4)
→必要

- ② マニフェスト又は電子マニフェスト(以下「マニフェスト等」という)に必要事項が全て記載されていますか？

【ポイント】↓番号を○で囲んでチェックして確認してください。

- * 必要事項は、次のとおりです。

- 1 産業廃棄物の種類及び数量
- 2 マニフェストの交付年月日及び交付番号
- 3 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- 4 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- 5 マニフェストの交付を担当した者の氏名
- 6 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- 7 産業廃棄物の荷姿
- 8 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- 9 中間処理業者にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号【排出事業者が紙マニフェストを使用している場合に限る。】
- 10 中間処理業者にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び規則第8条の31の5第3号に規定する登録番号【排出事業者が電子マニフェストを使用している場合】
- 11 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

はい・いいえ

③ マニフェストで記載が必要のない欄は、斜線で抹消していますか？

はい・いいえ

8. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理

① 交付したマニフェストの控えと、収集運搬業者及び処分業者から送付されたマニフェストの写しを、それぞれ、交付した日・送付を受けた日から5年間保管していますか？

はい・いいえ

【紙マニフェストを使用している場合に限り。】

【ポイント】

- * 1 マニフェスト控え→A票
- * 2 マニフェストの写し→B2票(運搬終了票), D票(処分終了票)及びE票(最終処分終了票)

② 交付したマニフェストの写しは、収集運搬業者及び処分業者から法で定められた期限内に返送されていますか？

はい・いいえ

【ポイント】

- * 1 収集運搬業者又は処分業者からの返送期限(B2票, D票)
 - ① 産業廃棄物: 交付の日から90日
 - ② 特別管理産業廃棄物: 交付の日から60日
- * 2 処分業者からの返送期限(E票)
 - ① 産業廃棄物: 交付の日から180日
 - ② 特別管理産業廃棄物: 交付の日から180日
- * 3 上記期限内に返送されない場合は、速やかに調査及び適切な措置を行い、柏市長に対して「措置内容等報告書」(紙マニフェスト使用者: 様式第4号, 電子マニフェスト使用者: 様式第5号)を提出する必要があります。

③ 収集運搬業者及び処分業者から返送されたマニフェストの写し(B2, D, E票)には、当該処理業者名称・住所等や担当者の氏名が記載されていますか？

はい・いいえ

【ポイント】

- * 1 収集運搬業者及び処分業者との契約書や添付された許可証等の内容と相違ないか、マニフェストの控え(A票)と相違がないか、日付がおかしくないかの確認が必要です。特にE票に記載された最終処分地は、契約書に記載された最終処分地と同じか確認してください。
- * 2 必要事項の記載漏れや虚偽の記載がある場合は、速やかに調査及び適切な措置を行い、柏市長に対して「措置内容等報告書」(紙マニフェスト使用者: 様式第4号, 電子マニフェスト使用者: 様式第5号)を提出する必要があります。

9. マニフェストの実績報告

- ① 毎年6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により柏市長に提出していますか。【紙マニフェストを使用している場合に限る。】

【ポイント】

- * 1 事業場ごとに作成して、提出が必要です。
- * 2 工事現場等設置が短期間、又は所在地が一定しない事業場が複数ある場合は、合わせて1事業場とすることができます。

はい・いいえ

- ◆ チェックシートで、「いいえ」が1つでもありましたら、速やかに改善してください。
- ◆ 改善に当たり、分からないことなどがありましたら、柏市環境部産業廃棄物対策課にご相談ください。
- ◆ なお、事業所所在地が千葉県（柏市を除く。）、千葉市又は船橋市の区域にある方は、それぞれの県、市にご相談ください。（次のページ参照）

◆◆◆ 参考資料 ◆◆◆

○「産業廃棄物の適正処理について 事業者の皆様へ」
《柏市のホームページからダウンロードできます。》

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/sanpaitaisaku/jigyosha/environment/haikibutsu/jigyosha/2543.html>

◇◇ 産業廃棄物についてのお問い合わせ等は以下へどうぞ ◇◇

(1) 柏市

名 称	所 在 地	電話番号
柏市環境部産業廃棄物対策課	〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7167-1696

(2) 千葉県（千葉市、船橋市及び柏市を除く）

ア 県庁（全般的な事項及び市原市）

名 称		電 話	ホームページアドレス
千葉県環境生活部 循環型社会推進課	環境保全活動推進班(多量排出)	043-223-2760	http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/index.html
	指導企画室(管理票状況報告, PCB等)	043-223-2757	
千葉県環境生活部 廃棄物指導課	産業廃棄物指導室(収集運搬業)	043-223-2654	http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/index.html
	産業廃棄物指導室(処分業, 処理施設)	043-223-2655	
	監視指導室(行政処分)	043-223-2684	
	監視指導室(不適正事案)	043-223-3801	

①循環型社会推進課・・・多量排出に関すること。②廃棄物指導課・・・①以外の事務に関すること。

イ 地域振興事務所（市原市は「ア 県庁」を参照）

名 称	所 在 地	電 話	管轄する市町村
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560 船橋市本町1-3-17E157階	047-424-8093	市川市, 習志野市, 八千代市, 浦安市
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560 松戸市小根本7	047-361-2119	松戸市, 野田市, 流山市, 我孫子市, 鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503 佐倉市錦木仲田町8-1	043-483-1138	佐倉市, 成田市, 四街道市, 八街市, 印西市, 白井市, 富里市, 栄町, 酒々井町
香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502 香取市佐原イ92-11	0478-54-7505	香取市, 神崎町, 多古町, 東庄町
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504 旭市二1997-1	0479-64-2825	銚子市, 旭市, 匝瑳市
山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006 東金市東新宿1-11	0475-55-3862	東金市, 山武市, 大網白里市, 九十九里町, 横芝光町, 芝山町
長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533 茂原市茂原1102-1	0475-26-6731	茂原市, 一宮町, 白子町, 長柄町, 長南町, 睦沢町, 長生村
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	0470-82-2451	勝浦市, いすみ市, 大多喜町, 御宿町
安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045 館山市北条402-1	0470-22-8711	館山市, 鴨川市, 南房総市, 鋸南町
君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520 木更津市貝渚3-13-34	0438-23-2285	木更津市, 君津市, 富津市, 袖ヶ浦市

(3) 千葉市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1	043-245-5682

(4) 船橋市

名 称	所 在 地	電話番号
船橋市環境部廃棄物指導課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-3810

産業廃棄物委託処理チェックシート

発行: 柏市

編集: 柏市 環境部 産業廃棄物対策課

初版: 平成21年 2月

改訂: 平成24年 4月

平成28年12月

平成29年 3月, 同年10月

令和 3年 3月